

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成17年4月22日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第59条第2項の規定に基づき、「川崎天然ガス発電所」に係る法対象条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

なお、法対象条例見解書とは、法対象条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する法対象事業者の見解を示したものです。

1 法対象事業者

東京都港区西新橋1丁目3番12号
川崎天然ガス発電株式会社
代表取締役社長 河野 文彦

2 法対象事業の名称及び種類

(1) 名称

川崎天然ガス発電所

(2) 種類

電気工作物の新設（第1種事業）

3 法対象事業を実施する区域

川崎市川崎区扇町12-1 新日本石油株式会社川崎事業所構内

4 法対象事業の目的及び内容

(1) 目的

特定規模電気事業者等への電気の供給を目的とした発電所の建設

(2) 内容

ア 発電方式

ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

イ 発電出力

847,400 kW（1号機 423,700 kW，2号機 423,700 kW；気温5℃、発電端出力）

ウ 発電所敷地面積

約61,600㎡

エ 発電用燃料

天然ガス（パイプラインにより供給）

5 法対象事業の施行期間

平成18年2月～平成20年9月

6 法対象条例環境影響評価準備書の写しの縦覧期間，場所及び時間

(1) 期 間

平成 1 7 年 4 月 2 2 日 (金) から平成 1 7 年 5 月 2 3 日 (月) まで

(2) 場 所

川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所、幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所、神奈川県川崎県民センター及び本庁 (環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。

なお、法対象条例見解書は環境影響評価法における見解書と合冊となっておりますので、上記縦覧場所において環境影響評価法における見解書についても併せて御覧いただけます。